

## 外国人材の労務管理と税務

## 外国人を雇い入れるメリットと留意点

## 【メリット】

- 雇い入れられる人材の選択肢が広がり、人手不足の解消や労働環境の改善につながる
- 企業のグローバル化が進むきっかけになる
- 特定分野のスキルを活かし、即戦力として活躍する可能性が高い
- 技術習得等の目的が明確な場合、勤労意欲が高く、まじめに働く傾向がある
- 一定の条件を満たせば、助成金を活用できる

## 【留意点】

- 「在留資格」の有無などをきちんと確認しないと、無自覚に法律・法令に違反してしまう可能性がある
- 雇入れの手続きに手間がかかる
- 言葉や文化、習慣の違いから、コミュニケーションが難しい場合がある
- 宗教に対する配慮が必要となる場合がある

## 外国人を雇い入れることを決めたら

## (1) 労働条件を明示する

外国人を雇い入れることになったら、契約前に業務内容、就業場所、賃金、労働時間等について、その内容が明らかになる書面(労働条件通知書等)を交付することが必要です。口頭で賃金を伝えるなど、あいまいなやりとりはトラブルの原因になります。厚生労働省のWebサイトには、外国人労働者向けモデル労働条件通知書が公開されています。

外国人労働者同士や外国人労働者と日本人労働者との「明確な理由のない待遇差」は、急な退職などのトラブルに発展するおそれがあります。

## (2) ハローワークへ届け出る

全ての事業主は、外国人(「外交」「公用」の在留資格および特別永住者を除く)の雇入れまたは離職のとき、「外国人雇用状況の届出」が義務付けられています。雇用保険の被保険者となる場合は「雇用保険被保険者資格取得(喪失)届」、被保険者とならない場合は「外国人雇用状況届出書」を記入し、管轄のハローワークに提出する必要があります。

## (3) 気持ちよく働いてもらうための環境を整える

異国の地で就労する外国人に対し、さまざまな不安を取り除く配慮も必要です。外国人を雇い入れる事業主は、日常生活もサポートし、安心して就労できる環境を整えましょう。

## 税金や社会保険はどうなるの?

## (1) 税務について

給与等の支払いに伴う源泉所得税や住民税の税務につ

いては、日本人労働者と異なる場合があるので注意が必要です。外国人労働者が「居住者」か「非居住者」かで、その取扱いが変わります。確認する際は、必ず公的な書類でチェックすることが重要です。

## 図表 外国人労働者に対する所得税・住民税の課税関係

区分	定義	所得税 (国内源泉所得)	住民税
居住者	永住者 国内に住所を有し、または現在まで引き続き1年以上居所を有する者のうち、下の「非永住者」以外	課税	前年に所得があり、その年の1月1日に国内に住所を有する場合に課税
	非永住者 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において、国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年以下	課税	課税されない
非居住者	居住者以外(1年未満の短期滞在を予定している場合)	課税	課税されない

## (2) 社会保険等について

## ● 社会保険(厚生年金保険や健康保険等)

原則として、適用事業所の従業員で、一定の要件を満たす場合は、国籍・性別に関係なく加入しなければなりません。採用から5日以内に、事務センターや所属する健康保険組合等に「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出しましょう。

## ● 労災保険

国籍を問わず日本国内の労働者全てに適用されます。

## ● 雇用保険

就労可能な在留資格で就労していれば、一部の例外を除き国籍を問わず被保険者になります。

出典:TKC事務所通信

## ～ 中期経営計画教室のご案内 ～

- 今月の開催日時: 令和6年11月21日(木) 10:00~17:00  
※ 毎月第三木曜日開催

- 会場: ベイヒルズ税理士法人 セミナー室
- 参加費: 【弊社顧問先様】1日33,000円(税込)  
【一般の方】1日55,000円(税込)

- ※ 詳細のお問い合わせ、お申し込みは、  
045-450-6701(担当 MAS 課)までご連絡ください。

## ～ FAX 通信廃止のお知らせ～

この度、業務の効率化及びペーパーレス化を図るため、年内をもちまして FAX 通信を廃止させていただくこととなりました。今後はメルマガにてご対応とさせていただきます。

メルマガ購読をご希望の方は、お手数をお掛けいたしますが、下記の URL 又は QR コードにてお手続きをお願いいたします。皆様にはご不便をお掛けして申し訳ございませんが、ご理解とご協力の程、宜しく願いいたします。

URL: <https://ws.formzu.net/sfgen/S63380563/>

